



延岡市 犯罪被害者等支援条例 を制定しました

理念(第3条)

- 犯罪被害者等の尊厳が尊重され、保障される権利があること
- 犯罪被害者等への支援は迅速・公正に行い、利用しやすいものとする
- 犯罪被害者等が置かれている状況等に応じて適切に支援が行われること
- 必要な支援が途切れることなく提供されること
- 個人情報を適切に取扱い、二次被害が生じることのないよう配慮すること

責務(第4条～6条)

市の責務

- 関係機関等との適切な役割分担を踏まえ、支援策を実施する

市民の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性について理解する
- 二次被害が生じることのないように配慮する
- 市が実施する支援策に協力する

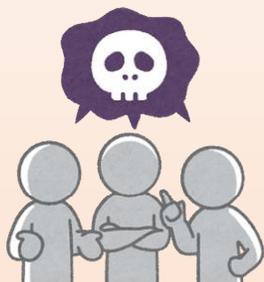
事業者の責務

- 犯罪被害者等が置かれている状況、支援の必要性について理解する
- 二次被害が生じることのないように配慮する
- 犯罪被害者等である従業員に対し必要な支援を行うほか、市が実施する支援策に協力する

支援等(第7条～15条)

- 相談及び情報の提供等
- 経済的負担の軽減
- 保健医療サービス及び福祉サービスの提供
- 個人情報の取扱いについての配慮
- 居住の安定
- 市民及び事業者の理解の促進
- 未成年者への配慮

地域社会全体で 犯罪被害者等を支えるために



わたしたちにできる
犯罪被害者等支援って
なんだろう？



犯罪被害に遭われた方やそのご家族・ご遺族は、犯罪によって傷つけられるだけでなく、事件後も様々な問題を抱えることが多くあります。
一日も早く平穏な暮らしを取り戻せるよう、私たちにできることを考えてみましょう。

犯罪被害者やそのご家族・ご遺族が抱える問題

事件の
ショックによる
心身の不調

治療・転居・
失職等による
経済的な負担

捜査や裁判に
ともなう精神的・
時間的負担

理解や配慮に
欠けた周囲の
言動による
精神的負担



大切なのは、周囲の人たちの理解と配慮です

市民の皆様ができること

- あいさつや声をかけるなど、今までと同様に接する
- 相談されたときには否定せずに話を聞く
- 無責任な噂話はしない など

事業者の皆様ができること

- 従業員の休暇取得や業務量の調整などに配慮する
- 従業員を対象として研修や啓発を実施する など

行政ができること

- 支援の情報や相談できる場の提供
- 経済的負担の軽減
- 日常生活の支援 など

～市以外の主な相談窓口～

- みやざき被害者支援センター Tel.0985-38-7830
- 性暴力被害者支援センター Tel.0985-38-8300

- 延岡警察署(生活安全課) Tel.0982-22-0110
- 日本司法支援センター 法テラス(延岡) Tel.050-3383-0520